令和2年12月9日気企第142号 一部改正 令和3年11月17日気企第96号 一部改正 令和6年3月27日気企第219号

### 気象防災アドバイザー委嘱等に係る実施要綱

気象庁長官決裁

#### (趣旨)

第1条 地方公共団体が、多発化・激甚化する風水害等の災害に備えるためには、地域の気象防災の専門家が、地方公共団体の防災業務を直接支援できる体制を構築することが重要である。

本要綱は、地元の気象に精通し、地方公共団体の防災対応を支援することができる人材を気象防災アドバイザーとして委嘱し、気象防災アドバイザーが地方公共団体からの任を受けて地域防災力の一層の向上を図るために、必要な事項を定めるものである。

### (気象防災アドバイザーの業務)

第2条 気象防災アドバイザーは、平時における日々の気象解説、地方公共団体の職員を対象とした勉強会等の実施や大雨等の防災対応時における防災気象情報の読み解き、気象の見通しの解説、これに基づく首長等幹部への状況説明や助言等、地方公共団体の防災対応を支援する。

# (気象防災アドバイザーの要件)

- 第3条 気象防災アドバイザーの要件は、次の各号のいずれかに該当することとす る。
  - (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する気象庁退職者
    - ア 気象台・測候所における防災業務に係る部局の管理職経験者
    - イ 地方公共団体の防災対応を直接支援する業務に従事した経験のある者
    - ウ 気象等(地震及び火山現象を除く)の解析等の業務に従事した経験のある者
  - (2) 気象予報士の資格を有し、気象庁が実施する気象防災アドバイザー育成研修を 修了した者
  - (3) (1) 及び(2) 以外の者で、気象と防災に関する専門知識を有する者として 気象庁が認める者

# (委嘱方法等)

- 第4条 前条の要件に合致し、第2条の業務を円滑に遂行できると気象庁が認める者 を気象防災アドバイザーとして委嘱する。
- 2 委嘱は、別添に定める委嘱状を交付することで実施するものとする。

## (委嘱の取り消し)

第5条 気象庁は、気象防災アドバイザーとしてふさわしくない行いがあった者について、委嘱を取り消すことができる。

### (委嘱期間等)

- 第6条 委嘱期間は、委嘱がなされた日から起算して2年を経過した日が属する年度 の末日までとする。
- 2 委嘱期間は、第9条に定める気象防災アドバイザーの責務を果たしていると認め られる場合において、3年間延長できるものとする。

## (委嘱者名簿の管理等)

- 第7条 委嘱された者の名簿(以下「委嘱者名簿」という。)の管理は、気象庁が行う。
- 2 気象庁は、次の各号において、当該気象防災アドバイザーを委嘱者名簿から削除 するものとする。
  - (1) 気象防災アドバイザーの委嘱期間が満了した場合
  - (2) 気象防災アドバイザーから委嘱抹消の申し出があった場合
  - (3) 気象防災アドバイザーが死亡した場合
  - (4) 気象庁が第5条に基づき気象防災アドバイザーの委嘱を取り消した場合
- 3 気象庁は、気象防災アドバイザーの任用を検討している地方公共団体からの求め に応じ、委嘱者名簿を地方公共団体に提供するものとする。

# (変更の届出)

第8条 気象防災アドバイザーは、委嘱者名簿に記載された事項に変更があったとき は、遅滞なく気象庁へ届け出るものとする。

#### (気象防災アドバイザーの責務)

- 第9条 気象防災アドバイザーは、第2条に定める業務を遂行する上で、次の各号に 定める責務を負うものとする。
- (1) 気象台と密接に連携すること。
- (2) 公平かつ中立の立場で活動すること。
- (3) 活動の中で知り得た機密情報等を他に漏らしてはならないこと。
- (4) 知識向上のため、気象庁が開催する研修会等に積極的に参加すること。

#### (気象庁の責務)

第10条 気象庁は、気象防災アドバイザーの活動を円滑に進めるため、全国の地方 公共団体に対し、気象防災アドバイザーに係る周知を図るとともに、気象防災アド バイザーに対して最新の防災気象行政に係る情報の提供等を行い、その資質向上に 協力するものとする。 (その他)

第11条 本委嘱等の実施に関するその他の必要な事項は、別に定めるものとする。